

# 清和町自治会細則

## (目的)

第1条 本細則は、清和町自治会会則(以下「会則」という)第18条に「基づき、会則の円滑な運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## (慶弔)

第2条 会則第5条1項1号関係は次のとおりとする。

- (1) 会員が死亡した場合には、香典(自治会1万円、当該組5千円)を贈る。  
(ただし、訃報から1ヶ月以内に「訃報届け」を提出した場合に限る。)
- (2) その他、会員及び団体に対して慶弔を表する必要がある場合には、その可否を、役員合議の上、決定する。ただし、1件5千円以内とする。
- (3) 前各号の慶弔の返礼は、不要とする

## (支援活動)

第3条 会則第5条1項2号関係は次のとおりとする。

- (1) 高齢者及び病気等の生活弱者に対し、隣人及び組長は自治会長等に連絡するとともに、同意を得て必要な支援を行うことができる。
- (2) 役員会は、支援部会を設置し、必要な活動を検討して行うことができる。  
なお、費用や体制等の問題が生じた場合は行政等と連携を図り、健全な支援活動と環境整備に努める。

## (組編成)

第4条 会則第6条、第7条関係の組の編成は別表1のとおり定める。

## (活動費)

第5条 会則第6条に定める役員に対しては年間、次の活動費を支給する。

- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 会 長 | 30,000円 |
| (2) 副会長 | 10,000円 |
| (3) 会 計 | 10,000円 |
| (4) 組 長 | 3,000円  |

活動費の支給は、毎年4月の役員会において支給し、任期途中の退任に対しては、未経過月数分(端日数は切り捨てる)を返納するものとする。

なお、補欠の役員に対しては、前任者の残任期間分(端日数は切り捨てる)を支払う。

## (役員を選出)

第6条 会則第7条関係の役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出基準で会長、副会長及び会計は、原則として、75歳以下とする。  
また、組長職については、その遂行が困難な場合は、辞退することができる。この場合、辞退する理由書等を当該のブロック長(広報委員・支援委員)に提出し、

付則 この細則は、平成 29 年4月1日から施行する。

付則 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

組	統合番	組	統合番	組	統合番
1組	1番・9番	8組	8番・13番	20組	20番・23番
2組	2番・3番	10組	10番・12番	22組	16番・22番・29番
4組	4番・11番	14組	14番・15番	24組	24番
5組	5番	17組	17番・18番	26組	26番・29番の一部
6組	6番・7番	19組	19番	27組	25番・27番・28番

※21組は全戸自治会脱退のため組表より削除

令和~~8~~年4月1日から運用